



# マイナンバー制度

# マイナンバーの通知が始まります

企画財政課 ☎(235)4634

マイナンバー制度  
イメージキャラクター  
「マイナちゃん」

## 教えて！マイナンバー



**Q** 国外に居住していて住民票がありません。番号はどうなりますか。

**A** マイナンバーは住民票コードを基礎にして作成されるため、住民登録がない場合は付番できません。住民登録を行い、住民票が作成された時点でマイナンバーが付番されます。

**Q** 「住民基本台帳カード（以下、住基カード）」を持っていますが、「個人番号カード」も作れますか。

**A** 「住基カード」と「個人番号カード」を両方持つことはできません。「住基カード」をお持ちの方が「個人番号カード」を取得する場合は、「住基カード」を返却する必要があります。なお、平成28年1月から「個人番号カード」が交付されることから、「住基カード」の交付はことし12月で終了します。「住基カード」をお持ちの方は、28年1月以降も記載された有効期限まで利用できますが、以後の更新・変更はできなくなります。

**Q** 「個人番号カード」の交付は有料ですか。

**A** 無料です。ただし、紛失などによる再交付の場合は有料になる予定です。なお、「個人番号カード」の交付は「通知カード」と引き換えになります。

マイナンバー制度に関するお問い合わせ

**マイナンバーコールセンター 0570-20-0178**

※平日9時30分～17時30分。ただし、10月～平成28年3月の平日は20時まで延長し、年末年始を除く(土)祝も17時30分まで受け付けます。

国民一人一人に12桁の個人番号(以下、マイナンバー)を付与するマイナンバー制度は、「社会保障」「税」「災害対策」の分野で効率的に情報を管理し、複数機関にある個人情報が同一人の情報であることを確認するために活用する制度です。マイナンバーの通知は10月5日(月)から始まり、平成28年1月から利用が開始されます。マイナンバーは住民票を保有している日本人だけでなく、中長期在留者や特別永住者などの外国人にも付番されます。

通知は世帯ごとに簡易書留で

マイナンバーをお知らせする「通知カード」は、10月5日(月)以降、住民登録している住所地に世帯ごとに簡易書留で順次送付されます。「通知カード」は紙製で、マイナンバー・氏名・住所・生年月日・性別が記載されています。平成28年1月からは、行政手続きでマイナンバーが必要になります。送付された「通知カード」は無くさないよう、大切に保管しておくください。

番号は生涯変わりません

番号は原則として生涯使うものになります。不正に使用される恐れがある場合を除いて変更されることはありません。住所や名前が変わった場合も、引き続き同じマイナンバーを使用します。

希望者には「個人番号カード」を交付

「個人番号カード」は、本人確認のための身分証明書として利用で

きるカードで、平成28年1月から希望者の申請により交付するものです。カードのICチップ(※)に搭載された電子証明書を使い、e-Tax(国税電子申告・納税システム)をはじめとした各種電子申請が行えるほか、各自治体の定めにより、図書館の利用者カードや印鑑登録証として使うこともできます。

※ICチップ：高度な機能を持つ電子部品の一つで、複雑な処理を行ったり、大量のデータを記憶できるもの。

個人情報の一元管理ではありません

「通知カード」や「個人番号カード」には所得情報や健康情報など、プライバシー性の高い個人情報は記録されません。法律で規定されているもの以外のマイナンバーの利用・収集は禁止されており、不正に取り扱った場合には処罰されます。

マイナンバー運用開始後も個人情報の管理は従来どおり各行政機関などが行い、一元管理されることはありません。



▲送付される通知カード(イメージ)